

第4回 十日町市上下水道事業審議会  
議事録

日 時 令和3年10月5日(火) 13:30～14:55  
会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】飯塚一成委員、小松俊哉委員、笹原俊一委員、佐野比呂史委員、高津富士男委員  
田村由子委員、樋口則雄委員、山賀とし委員、山本しのぶ委員

【事務局】十日町市上下水道局上下水道課6名

【傍聴】9名

【報道機関】なし

## 1 開会

事務局：定刻となりましたので、これより「令和3年度第4回十日町市上下水道事業審議会」を開催させていただきます。

始めに、会議の成立について報告いたします。本日の審議会は委員12名中10名の委員の皆様がご出席でございますので審議会規程第6条第2項の規定により、会議が成立していますことを報告いたします。

## 2 会長あいさつ

事務局：それでは、第4回審議会を開始いたします。開会にあたり、佐野会長がご挨拶申し上げます。佐野会長、よろしくお願いいたします。

会長：皆様大変お疲れ様です。大変ご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。7月7日に関口市長から令和4年度以降4年間の水道料金のあり方について諮問を受け、今まで審議会を3回開催してきました。委員のみなさまから活発な議論、様々なご意見をいただきありがとうございました。その後、会長、副会長と事務局を交え、答申書の原案を作成し、事前配布をさせていただきました。その原案に対しまして、多くの委員の皆様から修正あるいは追加のご意見をいただき感謝申し上げます。

本日は、修正後の答申書(案)につきまして、皆様から専門家としてのご意見、それぞれの立場でのお考え、また個人的感想でも結構ですので率直なご発言をお願いいたします。令和4年度からの水道料金のあり方ということで、市民生活、企業活動に直接結びつく影響力の大きい答申となります。

傍聴に市議会議員のみなさまが多くご出席していただいているということは、その表れではないかと思っております。十分な議論を踏まえましてこれから将来の方々に大きな負担を残さない、さらに持続可能な水道事業経営・料金改定のあり方について、市民の方や企業の方からも十分にご理解いただける答申になればと思っております。

最後になりますが、樋口副委員長を始め、委員の皆様から議事の円滑な進行にご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局：佐野会長ありがとうございました。

### 3 経過報告

事務局：第3回審議会では、料金改定率3パターンを料金体系にするとどのようになるか、また、料金体系を算定要領から変更した場合のどのような影響があるか、改定後の料金が県内ではどのような位置づけになるかなどをご審議いただきました。その審議を受け、第4回審議会に向けて、答申書（案）を作成させていただくというまとめとさせていただきます。経過報告は以上となります。

事務局：今ほど、事務局から経過報告させていただきました。これについて、何かご不明な点等がございますか。

委員一同：特になし

事務局：それでは、これより先は、審議会規程第6条に基づき、佐野会長より議長をお努めいただき、会長の進行により審議会を進めて参りたいと存じます。佐野会長、よろしくお願いいたします。

### 4 審議

会長：それでは、次第4の審議の確認に入ります。委員の皆様からは、第3回までの会議において水道料金改定案についてご審議をいただきました。審議自体は第3回の会議までで一区切りしているところです。本日はこれまでの審議内容を答申にどのように反映させるかを確認していただく作業となります。それでは、答申書（案）の内容を確認していただきたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：これまで3回の審議会では、事務局から、経営状況や施設更新計画、料金改定率、料金体系を設定する上での考え方などを説明させていただき、それにつきまして委員の皆様から、経営状況、基本水量・基本料金の設定、家事用使用者の負担への配慮、大口使用者の負担への配慮などの様々なご意見をいただき、それを基に答申書（案）を作成しました。答申書（案）は事前送付させていただき、それについていただいたご意見をもとに修正させていただきました。それでは、資料1、2、3をご覧ください。まず、資料1は修正後の答申書（案）になります。資料2はいただいたご意見とその対応になります。資料3は修正点を示した新旧対照表になります。答申書（案）の内容については、概ねご理解いただいたうえで、用語や言い回しなどについて、わかりにくい点や説明不足な点をご指摘いただきました。それに基づいて、内容は変わっていませんが表現等を修正させていただきましたので、資料2、3で修正内容を確認していただき、この修正後の答申書（案）につきまして、また、改めましてご意見を申し上げます。

会 長：ありがとうございました。今ほど事務局から審議会における答申案が示されました。答申書（案）については、事前送付の資料等で確認していただいておりますが、ご意見等がありましたらお願いします。

A 委 員：表現の方法になりますが、使用者の全般の負担については、2改定率に「使用者負担の公平性を…」とあるので良いですが、附帯意見（1）については、「低所得者や大口使用者」を追加したことにより低所得者や大口使用者に特化した表現に見えるかと思いました。皆様からの意見もあり、低所得者や大口使用者の負担減になるよう追加するのは構いませんが、読んだ限り、低所得者や大口使用者が一部の利用者とイコールにならないといいと思い、低所得者や大口使用者の負担額の均衡を「図りつつ」や「図りながら」と分けて表現したらどうでしょうか。

事 務 局：できるだけ審議会の意見を取り入れていただきたいという意見がありましたので、低所得者や大口使用者を追加させていただきました。審議委員の皆様からお決めいただければいかがでしょうか。

B 委 員：私が低所得者の追加をお願いしました。「図りつつ」の方が柔らかい表現ではないでしょうか。

C 委 員：審議会なので、制度について議論する場ではないですが将来世代に大きな負担を残さないとなっておりますが、この地域は人口がどんどん減少しています。水道料金というのは水道を利用する維持管理経費を地元住民が負担している額が水道料金だと思っています。水の値段がいくらということではないので、この地域みたいに過疎や維持する水道管路が長く老朽化が進み、維持管理費は変わらない一方で人口や利用者が増える見込みはありません。割り算をすると将来世代に大きな負担を残さないといいつつ、制度的に私達が負担しなければならない水道料金は増えていきます。どこを削るか、あるいは増やすかということをもうちょっとなんとか考えられないのでしょうか。

例えば、上水道と簡易水道が統合した場合、簡易水道に払われる国の補助金はどんどん減っていく方向に行くのでしょうか。料金値上げを低く抑えるために統合は必要だと思いますが、補助金や他からの収入は期待できないのでしょうか。

事 務 局：水道料金は水をつくるための費用、市民の皆様へ給水するための事業費になります。どのような方法があるかといって、簡単にできることではありませんが、簡易水道を上水道へ接続できる場所は、統合することにより今まであった施設を廃止することができます。施設は何十年も前の人口ピーク時に整備されたものであり、管の口径も大きいのですが統合する際は、ダウンサイジングと呼ばれる現在の現状に見合った口径を検討し、工事費を縮小していきたいと考えております。

補助金が減るという質問につきましては、今現在、統合したから国の補助金がなくなるということではありません。現在整備している中里地域の未普及地域解消事業についても、水道がない地域に整備する国の補助金を活用している状況です。また、財源の有利な借金である辺地債を活用し、未普及地域の解消や耐震化など、国の制度を引き続き利用したいと考えております。

C 委員：水道料金は市町村ごとに独立採算で賄うことになっていますが、先日の和歌山市の水管橋が崩落した事故の場合、崩れた水管橋を直すために和歌山市が全部負担することになると思いますが、同様に、一自治体で将来的に料金があがっていくのを自治体が負担しなければいけないのは、どうかなと思います。10年先まで考えるのは無理なことです、山間地は水を確保しなければならずその費用が地元負担になり、川下にいけば水の確保費用はかからないという違いがあります。それにより自治体ごとに料金設定となると思いますが、料金の設定や予算の仕方など、地方自治体だけが負担しなければいけないのはなんとかならないのかと思いました。

会長：低所得者や大口使用者の表現につきまして、的確な表現がありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

B 委員：国民年金だけで暮らしている人の収入が少ない人は、水道がなければ生きていきませんが値上がりすればどう生活していくのかと思います、追加をお願いしました。答申後、議員の方からまた意見が出てくると思いますが、そこで議論してもらえばいいと思います。

会長：答申後、改定率等具体的に議会で説明する中で、低所得者に配慮したような形になるのか、水道料金は公共料金であり税金とは違うので福祉施策なのかもしれませんが、行政の方でお考えいただくことではないでしょうか。水道料金については、福祉施策とあわせてと思っておりますが、表記は必要だと思っております。

D 委員：事前資料の時には、「一部の利用者に負担が偏らないように」と表記があったので、少量の利用者も含まれると解釈しておりました。今日の資料の附帯意見(7)に書いてあるとおり、あえて低所得者や大口使用者と追加しなくてもまとめられていていいのではと思いました。

会長：例えば、「低所得者や大口使用者など…」とシンプルな形にしたらニュアンスが変わるのではないのでしょうか。

B 委員：皆様からの意見をお伺いして、低所得者の追加をお願いしましたが、削っていただいて構いません。

事務局：表現が重複しているとご意見いただきました「負担額の均衡を図る」と「一部の利用者に負担が偏らないように配慮」の表現は整理し、低所得者や大口使用者は審議会内で出た貴重なご意見なので、文言は残したまま、「低所得者や大口使用者など」とつなげ、2つに分けてあった文章を一つにまとめさせていただいてはいかがでしょうか。

会長：事務局からありましたとおり、修正をさせていただきたいと思います。

E 委員：過去3回の審議会ですべての状況を説明していただき、普段生活する中でも水の大切さや安全に使わせていただいていることに非常に感謝の気持ちが生まれてきました。今まで審議会の中で、水道料金の改定を議論してきましたが、3回までの間に案としてでてきた改定率約38.6%がありましたが、個人的感覚として大きな値上げだと思いました。

それに対して答申(案)2改定率のところに書いてあるように「経営改善を推進する

とともに」と、水道料金の改定以外の対策の意味合いで書いてあると思いますが、3 附帯意見の(3)のこの2つについてはこの審議会でも議論がされていない内容だと思えます。水道料金をなるべくあげて貰いたくないという意味で非常に重要な内容だと思えますが、議論がされていないことでこの要望がどれだけ力があるのかというのが疑問というか期待をするところではあると思いました。さきほどの低所得者のところに関連しますが簡易水道の維持のために市内のアパートに住んでいる一人暮らしの学生の負担が大きくなることもあるだろうとそういう意味では何が公平なのかというところは難しいですけれどもそういう意味でも水道料金の値上げだけではなくここに書いてある2つの外部からの支援や経営改善にどれくらい期待していいものなのか疑問と残りました。

事務局：例としてあげさせていただいた改定率約 38.6%ですが、こちら自体が水道事業から簡易水道事業へ繰り入れをした結果として本来独立採算で必要となる改定率約 67%から引き下げるとしたらこういった方法があるということでご提示させていただいたものになります。改定率をどこまで上げるという議論にはなりませんでしたが、改定率を抑えるためには一つの手段としてとれるのかと考えております。そのほか、今現在一般会計から水道事業および簡易水道事業どちらも赤字補填の支援を受けております。簡易水道におきましては、建設改良に関する支援も受けております。料金を改定したからといい、こういった支援がなくなるというわけではありません。また、どこまで期待できるかということですが、一般会計も関与してきますので、この場ですぐお答えは出来かねますが、審議会の方向性としましていろんな支援を取り入れた上で、可能な限り改定率を抑えようということになっております。どこまで支援できるかは今後、市全体で検討させていただきたいと思えます。答申の際には本日までの議論もあわせて報告させていただきまます。

E 委員：市民感情として単純に値上げは良い印象を受けません。やはり経営改善、一般会計からの支援もした上でやむを得ない値上げですという説明も必要なかと思えます。

会長：今ほどの市民への説明につきましても、附帯意見(6)にあるようにわかりやすく企業でいうと売り上げ目標みたいな最低限の目標、ただ水道事業は地方公営企業ということで一般会計からの支援や経営改善を積み重ねて近づけるのがあると思えますけれども、現実的な数字に落ち着かせていただければというのが正直な感想です。

F 委員：これまでの議論と今の意見も含めて、改めて思うことですが、先ほどC委員から話のありました和歌山市の事故はセンセーショナルでした。断水で水道協会もネットワークを通じて給水車の支援をしています。事故を見ていると、地域の問題というより国レベルで考えないといけないのかなと思えます。協会としても国に要望活動をしており、なんとか補助率の緩和になるように努力しております。前進している部分もある一方で他の施策より後回しになり理想に追いついてはいません。ただ、現状、特に地方の水道をどうするか考えた時に水道法の第1条にあるよう

にナショナルミニマムなんですよ。水道法第1条は憲法第25条の生存権の理念をもとに「清浄」「豊富」「低廉」の3つのキーワードがあるのですが、憲法上補償されている権利ということを考えると、国が最低限のところを維持できるようになんらかの施策を打っていくのが正しいと思っておりますがこれは理想であります。

平成30年に水道法の改正があった際に「低廉」が議論になりました。各地で事故も起きたり耐震化がままならない中で、料金は安ければいいのか、このキーワードが第1条にあっていいのか議論になりました。ここは、もともとの理念から変えずに残ったところもあるので、残った以上は、安ければいいということではなく、妥当な料金であるべきかなと強く思います。海外の人に話を聞くと、リーズナブルという言葉は使わず購入可能性と言った意味で、手に入れやすい、妥当なというアフォーダブルを使います。今回の料金改定にあたり、アフォーダブルな料金になってほしいなと思います。それが具体的に表れているのが、水道法第14条です。「公正」「妥当」「差別的取り扱いの禁止」というキーワードが入っており、これも憲法第14条の法の下での平等ももとの理念となって水道法第14条があるのですが、「公正」「妥当」で特定の人を狙い撃ちするような料金体系にはなってほしくはないと思っております。そういったことも含め、この答申書を読んだ際、コンパクトにまとまっていますが、背景にある考え方がたくさんあるので、なかなかこの1枚に落とし込むのは難しいなと思ったのですが、そういった理念も含めて個々に落とし込んで行ければなと思っております。

事務局：附帯事項の(6)にあります。改定した結果としてどういった料金体系になったかを説明するのは当然ですが、改定の必要性や現状をしっかりとお伝えした上でご理解いただけるように進めていくのは重要であると思っております。答申書につきましては、いろいろな原因を入れてしまうとまとめきれないため、コンパクトにまとめさせていただきますが、今後議会への説明や広報の際にしっかりとお伝えできるように準備していきたいと思っております。また、ご指摘のありましたとおり料金は安ければいいということではございませんし、最低限必要なものは確保していく必要があるということになります。当市の場合、今現在、赤字補填を受けている段階から料金改定を検討している状況のため、ある程度の改定率が必要になるかと思っております。ただ、そういった前提を考えた上で、適正な料金とすること、可能な限り改定率を抑えること、おまとめいただいたことをしっかりと考えさせていただきまして最終的に結果とさせていただきたいと考えております。

G 委員：附帯事項の(6)の追加は良いと思っております。ただ、後半の本市の料金水準が高い理由という表現があるともともと他の自治体と比べて高い上にさらに値上げをすると思われてしまう可能性があるため、例えば改定率の根拠と修正されてはいいかがでしょうか。

事務局：ご指摘のありましたとおり、修正させていただいた方がご理解いただきやすいと思っておりますので、差し支えなければ修正させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

うか。

会 長：現状では県内 20 市の中で真ん中よりやや上となっておりますので、ご意見どおりに修正させていただきます。

B 委 員：附帯意見の（5）に持続可能と追加をお願いしたのですが、さらに SDGs という文言を追加してほしいと思います。この言葉は小学生でも知っています。持続可能という言葉をつけてもらうと非常にありがたい。市民環境会議の中でも SDGs に向けて活動しております。いろいろな委員を引き受けている中で、SDGs を取組んでいます。十日町市も地球温暖化対策で 2050 年までにゼロカーボンシティを宣言しましたので、追加するかどうか委員のみなさまからご意見いただきたいと思います。

会 長：SDGs（持続可能な）とするのか、持続可能な（SDGs）とするのでしょうか。

F 委 員：SDGs というのは環境面ですとか、かなり広い国際協調ですとか壮大な目標かなと、この場合の持続可能というのは、もちろん環境面でも事業の経営自体を水道事業の持続可能などちらかという事業継続というニュアンスが強いので、SDGs と少し離れるのかなと感じたところです。

B 委 員：私自身学者的な言葉がわからず、ただきれいな水についてぜひそれを入れてもらいたいと思いましたが、説明を聞いて納得しました。ありがとうございました。

会 長：附帯意見の（7）「大幅」という表現があると市民の皆様が心配されるのではないのでしょうか。もう少し柔らかな表現がないのでしょうか。

事 務 局：目標の改定率が答申書に記載されなくなったため、差し支えなければ「大幅」は取らせていただいた方が、全体の整合性が取れるかと思いますがいかがでしょうか。

会 長：「大幅」を削り、修正とさせていただきます。

それでは委員の皆様から一通り意見やご質問も出そろったようでございますので一部修正も入りましたが、このような形で答申書を作成させていただきたいと考えております。それでは、修正した答申書で賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員一同：（全員賛成）

会 長：全員賛成ということで、一部修正した答申書でお願いしたいと思います。

会 長：それでは「審議(2)その他」についてですが、料金改定や審議会に対する率直な意見・印象等を個人的なものでも結構ですので、挙手の上、ご発言をお願いします。

A 委 員：今回の水道料金の改定というのは、市民生活に直結する大きな案件ということで携わらせていただき貴重な経験ができたと思っております。私たちが審議会で審議したこの内容を次は行政の担当者にお渡しするわけでございますが、市民生活と事業経営と両立するのは難しいハードルだと思っております。公共料金となると県内各市の動向を比較しますけども、水道料金の高さだけでその町の住みやすさが決まるわけではなく、福祉や環境、教育などいろいろな面で住みやすさが関わってくると思います。以前、委員の方からもありましたとおり国や県の指導がありますけれども行政の方々には十日町市独自の料金システムを構築したらいいのではという意見もございました。十日町市の水道はいろいろな要素がありますので他と比較にならないところも多々ありますから、独自に進めてもらえればと思

ております。市民の皆様が一定の価値観を持てるような料金体系をつくることを願っておりますので、貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。

H 委員：今後のスケジュールについてお伺いしたいのですが、次の審議会で市長へ提出してから令和4年度から値上げと伺っていますが具体的なスケジュールを教えてくださいなればと思います。

事務局：答申後のスケジュールにつきましては、答申を受けた後、料金体系を設定し令和4年3月議会に給水条例を上程させていただき、可決いただければ、令和4年8月からの改定を予定しております。当市は冬期間検針をしていない時期がございますので、春先の精算後に改定予定です。

会長：それでは感想やご意見はほかにないようですので以上とさせていただき、本日の審議は以上となります。皆様大変お疲れさまでした。

会長：ここで私から一つ提案をさせていただきます。第5回審議会についてですが、当初10月27日（水）を予定していましたが、本日答申のための審議が終了したため、審議会での審議自体は終了となります。そのため、第5回は審議が無く、答申書を市長に提出するセレモニーに近い形式となります。そこで、皆様お忙しい中ご参加いただいていることや、このコロナ禍の中ではできるだけ会議の回数は減らす必要があると考えますので、答申は、会長に一任させていただき、私と副会長で対応させていただくことで、いかがでしょうか。

委員一同：（全員賛成）

会長：皆様から賛成いただきましたので、会長、副会長に一任いただけるということで、進めさせていただきます。

それでは、事務局にお返しさせていただきます。

事務局：佐野会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も長時間お疲れ様でした。それでは、この「答申書（案）」に本日の審議会の意見を取り入れて、正式に答申とさせていただきます。この答申の結果だけでなく答申に含まれなかったご意見も含めて十分に尊重させていただきます。

## 5 その他

事務局：それでは、「5 その他(1)第5回審議会について」ですが、先ほど会長からご提案いただいた通りとさせていただきます。それでは審議会の審議としてはここで終了とさせていただき、次の5（2）その他で、まとめに入らせていただきます。それでは、答申書（案）がまとまりましたので、ここで池田副市長より委員の皆様にご挨拶申し上げます。それではよろしくお願いします。

副市長：この7月から副市長ということでつとめさせていただいております池田と申します。よろしくお願いいたします。本来ですと市長がこの答申をうけて御礼の言葉を申し上げるところですが、このコロナ禍の影響も受けまして、会長、副会長から市長に答申を行うことになるかと聞いておりますので私からお礼を申し上げさせてい



たきます。

7月7日の諮問以来、3か月以上にわたり4回審議会を開催させていただきました。熱心に慎重審議を重ねていただいたと聞いております。今日も大変多くの意見が出たということで、熱心に議論していただいたとっております。会長をお受けいただいた佐野さんを始め委員の皆さまから施設管理から事業経営まで幅広い検討事項があるにもかかわらず様々な観点から討議をいただきまして大変感謝をしているところでございます。

私も市役所のスタートが下水道事業ということで13年関わらせていただいて、当時から下水道使用料あるいは水道料金は運転開始するときから今後どうしたらいいか課題を多く抱えていた事業でございますが、今回企業会計に移った中で独立採算という原則は非常に大事な部分だと考えております。ただ、全部が全部市民にご負担をおかけして100%独立採算とするのがいいのか、当市みたいな難しい地形の中では非常に議論される場所だと思っております。その中で、我々の方でご提案させていただいた答申に沿ったかたちで結論をいただいたとお聞きしております。この皆さまからの答申を尊重してしっかりと市長と検討させていただいて今後の料金体系に反映させていただければと思っております。

本当にコロナ禍で大変な時期ですが十日町市がいろんな意味で経済的な部分でも疲弊をしていくと状況もございしますが、それに打ち勝つように我々行政としてもまた手立てを打っていかねばと考えておりますので引き続き皆様からのご協力をお願いしたいと思っております。

市長の政策であります選ばれて住み継がれるまち十日町を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、委員の皆様からのご協力お願い申し上げまして私のあいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

事務局：続きまして、「(2)その他」についてですが、事務局では特にございませんが、全体を通してでも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、「その他」は以上とさせていただきます。

## 6 閉会

事務局：以上をもちまして、十日町市上下水道事業審議会を閉じさせていただきます。7月7日の第1回から本日まで慎重なご審議をいただきありがとうございました。最終的な答申はこれからになりますが、ここまで答申書(案)をまとめさせていただきましたのは、ひとえに委員の皆様のご尽力に尽きるものと思っております。

今回ご審議いただきました水道料金の改定は、平成25年度以来の改定となりますが、この時は市町村合併後の料金統一を目的とした改定であり、経営状況による改定は平成17年4月1日の市町村合併後初となります。また、経営状況が厳しくなってきたからの審議となってしまったため、審議内容が限定されてしまい、難しい審議となったことは事務局として見直していくべき事項であると考えております。今後は、今年度策定しました「十日町市新水道ビジョン」に沿って、定期的な水道料金

改定の検討を行っていきたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様からはご指導、ご協力をお願いいたします。

それでは、改めまして事務局としましても感謝を申し上げ、本審議会を閉じさせていただきます。皆様ありがとうございました。